

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、街頭犯罪の防止や子どもの安全確保及び地域住民の不安解消を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりの推進を図るため、防犯カメラを設置及び維持する事業者又は地域団体に対する、予算の範囲内における嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭犯罪 路上強盗、ひったくり、空き巣、忍込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい及び強制わいせつ等の犯罪をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を置く個人及び法人をいう。
- (3) 地域団体 行政区、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動（以下「活動」という。）をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の住民が自由に加入できること。
 - エ 規約及び代表者等を定めていること。

(準用)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）を準用する。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望又は承諾がある市内の地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体であって、次の各号に掲げるいずれかの要件

に該当するものとする。

- (1) 過去において性犯罪又は性犯罪に発展するおそれのある声掛けや痴漢等の前兆事案が発生している地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体
- (2) 嘉麻市通学路交通安全プログラム（平成27年5月策定）に基づく通学路の合同点検等により把握された危険箇所のうち、登下校時に子どもが一人で歩く区間がある地域に防犯カメラを設置する地域団体又は通学路がある地域に防犯カメラを設置する事業者
- (3) 前2号に掲げる地域に準ずると市長が認める地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体

（一部改正〔令和3年4月15日嘉麻市告示第61号〕）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。ただし、地域団体が行う補助対象事業が、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金の交付決定を受けた場合は、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

（一部改正〔令和3年4月15日嘉麻市告示第61号〕）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をする者は、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置（計画・結果）書（様式第2号）
- (2) 防犯カメラ設置（計画・結果）図（様式第3号）
- (3) 防犯カメラの仕様書
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 事業者の場合は、防犯カメラを設置する地区の区長等からの要望書又は承諾書
- (6) 事業者の場合は、誓約及び納付状況等調査同意書（様式第4号）
- (7) 地域団体の場合は、収支（予算・精算）書（様式第5号）、防犯カメラの管理及び運用に関する規程及び団体の規約

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業に変更が生じたときは、あらかじめ市長と協議のうえ、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類のうち、当該変更にかかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減、その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 防犯カメラ変更設置計画書（様式第8号）
- (2) 防犯カメラ変更設置計画図（様式第9号）
- (3) 補助対象経費に係る変更後の見積書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支変更予算書（様式第10号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更（承認・不承認）決定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するものとする。

(報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の実施に関し、市長が必要と認める

事項について報告を求められた場合は、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実施状況報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実績報告書（様式第14号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置（計画・結果）書（様式第2号）
- (2) 防犯カメラ設置（計画・結果）図（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支精算書（様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第2項の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書（様式第15号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書（様式第16号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助対象事業に関する収支

の状況を明らかにした書類及び帳簿等を補助対象事業以外の経費と明確に区分して整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(効果の検証)

第17条 補助金の交付を受けた交付決定者は、防犯カメラの設置後、街頭犯罪防止に関する効果について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 交付決定者は、嘉麻市個人情報保護条例（平成18年嘉麻市条例第16号）及び嘉麻市防犯カメラの設置及び運用に関する規則（平成27年嘉麻市規則第57号）の規定に基づき、防犯カメラで撮影された映像等について、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるなど、取得した個人情報の保護に努めなければならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第19条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 この告示の施行後3年を経過した後に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。